

清瀬市X（旧「Twitter」）運用に関するガイドライン

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、電話や携帯、携帯メールなどの情報インフラが軒並み通じにくくなるなかで、X（旧「Twitter」）などのインターネットツールは堅牢さを発揮し、連絡や情報収集ツールとして活用されました。

そうしたなか、情報ツールの一つとして、的確かつ必要な情報の提供を目的とし、市民の皆さんに活用いただけるよう、X（旧「Twitter」）の運用に関するガイドラインを以下にまとめます。

■運用主体

シティプロモーション課プロモーション係が主体となり、運用・管理を行っていく。

■配信内容

市民に早急に知らさなければならない、計画停電、放射能測定結果などの震災に関する重要なお知らせなどを中心に配信する。

■発言内容の方向性

- ・市としての発言となるため、公平、中立な立場で発言をしていく。
- ・第三者が不快に感じない内容にする。

■発信しない情報

次の各号に掲げる情報は発信しないものとする。

- ・不敬な言い方を含む情報
- ・人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
- ・違法行為又は違法行為を煽る情報
- ・その他公序良俗に反する一切の情報

■情報発信の決裁

・原則、シティプロモーション課担当者が情報を発信する。ただし、震災などの発生やイベント情報を随時発信していく場合は、その担当課が随時情報を発信できるものとする。いずれも、その際の決裁は不要とする。

※各部署において、X（旧「Twitter」）で流したい情報がある場合は、所定の様式によりシティプロモーション課に依頼すること。

■セキュリティへの対応

- ・シティプロモーション課はセキュリティを高められるよう、随時、パスワードの変更を行う。

■フォロー（登録）への対応

フォローを受けた場合は、原則ブロック（拒否）しないものとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当するフォロワーに対しては、ブロック又はスパム報告をすることができるものとする。また、犯罪予告など、公共の秩序と安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認

められる時は、警察へ通報するものとする。

- ・特定の個人や団体などへの誹謗中傷、嫌がらせ、脅迫行為又は本人の承諾なく個人情報特定、開示、漏洩する行為など、悪質な行為を行うもの
- ・媒体の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- ・公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に関するもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- ・その他適当でないと市長が認めるもの

■返信対応

- ・市のアカウント宛てに寄せられたつぶやきについては、原則返信を行わない。

■リポスト（旧「リツイート」）

市のアカウントでリポスト（旧「リツイート」）することができるものは、次に掲げるアカウントが投稿したもののうち、清瀬市民に広く周知するべき内容のものに限る。

- ・市の主管課が運用しているアカウント
- ・市の関係機関が運用しているアカウント
- ・国や都など官公庁等が運用しているアカウント
- ・その他シティプロモーション課が必要と認めるアカウント

■セキュリティ

運営に支障をきたす事態が起きた際は、その旨を市ホームページに明記した上で、清瀬市アカウントを削除する。

附 則

このガイドラインは、平成23年7月28日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成24年7月17日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成25年1月30日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成25年12月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成30年7月17日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和4年5月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和4年5月24日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和6年1月4日から施行する。